

(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置等に伴う尼崎市子どもの育ち支援条例の一部改正について(素案)

1 条例改正の趣旨

尼崎市子どもの育ち支援条例(以下「条例」という。)を平成 21 年に施行して 10 年が経過し、その間、子どもの育ちを地域社会全体で支える取組みを推進してきましたが、本市では、昨今、いじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案も発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくための取組みとして、新たに(仮称)尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて条例に規定します。

また、児童の権利に関する条約の精神にのっとった所要の改正も合わせて行います。

2 条例改正の骨子

(1) 委員会の設置

子どもの意見表明を支援し、人権を擁護するための機関として新たに委員会を設置します。委員会については、次に掲げる内容を規定します。

- ① 5名以内の委員で構成する。
- ② 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- ③ 委員会は、次に掲げる事務等を行う。

ア 子どもの権利に関する事項について、権利救済の申立を受けた時は、必要に応じて市の機関に対して、調査及び是正勧告ならびに関係者間の調整を行う。

イ 子どもの権利に関する事項について、権利救済の申立を受けた時は、必要に応じて市以外の機関に対して、調査及び是正等の要請ならびに関係者間の調整を行う。

ウ 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止のために必要がある場合は、調査を行うとともに必要な提言を市の機関等に対して行う。

エ 子どもの権利を擁護するために児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を行い、子どもがまちづくりに参画できる環境づくりのための啓発を行う。

オ 子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、調査、是正勧告、要請及び提言の内容について公表することができる。

- ④ 市の機関等は、委員会からの是正勧告等に対し、改善に努める。
- ⑤ 市民からの申立等を受け付けるため、相談員を配置する。
- ⑥ 市は、次世代推進計画等の策定及び実施状況について委員会の意見を聴くことができる。

(2) 児童の権利に関する条約の精神に準拠することの明文化

本市条例では、児童の権利に関する条約において児童の権利として定められる、「子どもの人権」を尊重することを基本とすることが規定されていますが、子どもの人権を尊重するに当たっては、子どもの意見の尊重や子どもにとっての最善の利益が考慮されることなど、児童の権利に関する条約の精神にのっとり行われることを、改めて明確に規定します。

(3) 子どもが今を生きる存在であることの規定の追加

子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年に改正され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることが規定されました。

子どもは今を生きる存在であることを明確にした国の考えに基づき、本市の条例にも子どもが今を生きる存在であることを規定します。

以 上